



にいがた 住まいづくりのパートナー

# にすばくん通信

第20号

一般財団法人 にいがた住宅センター

<https://www.nphcc.or.jp/>

〒950-0965新潟市中央区新光町15番地2

TEL.025-283-0851 FAX.025-283-1148

令和 3 年 6 月発行

この春変わった  
3つのポイント!

## 省エネ適合性判定業務を開始しました。【適合義務】

当センターは、省エネ判定機関として、床面積合計 500 m<sup>2</sup>以内の建築物についての省エネ適合性判定業務を開始しました。

【省エネ適合性判定とは】

令和3年4月1日以降に 300 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物の新築等を行う建築主は、建築物省エネ法に基づき、当該建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられました。

具体的には、建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けるためには、省エネ判定機関による省エネ適合性判定を受け、適合判定通知書の交付を受けることが必要となりました。

## 『省エネ計画』の届出手続きの合理化【届出義務】



省エネ適合判定の対象ではないが所管行政庁への届出が必要な建築物について、省エネ適判機関等が交付するBELS評価書又は設計住宅性能評価書※を添付することで、届出期限が着工日の21日前から**3日前**までに短縮することができ、省エネ計算図書等の添付が**不要**となります。

※断熱性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 又は 5 の評価書

## グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務を開始しました。

グリーン住宅ポイント発行申請に利用できる住宅証明書の一つとして、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務を令和3年4月1日より開始しました。

お得で簡単な申請方法

- ①確認申請と併せて申請するとお得です。
- ②外皮面積を計算しない方法だと、図書作成も簡単でさらにお得です。
- ③参考の設備機器仕様書を使うと図書作成が楽です。

なお、ポイント発行申請については、当センターHPをご覧ください。

## 新年度 ごあいさつ

昨年度は、おかげ様で無事に業務を行うことが出来ました。これもひとえに皆様のご愛顧のおかげと感謝しております。

事業者の皆様は、昨年度当初から新型コロナウイルスの感染拡大の影響でご苦労されていることと思います。当センターでは業務を継続させ皆様の事業活動に寄与して行く所存です。

国は、「住まい・くらしの安全確保」、「良質な住宅ストックと流通市場の形成」、「安心して暮らせる住まいの確保」、「住宅・建築分野の生産性の向上と新技術実装の推進」を今年度の重点施策ポイントとし、更に現下の情勢への対応として「グリーン住宅ポイント制度」を創設しております。

当センターもこれらのことを念頭に置き、建築、住宅、街づくりを通して地域のお役に立つことができればと考えておりますので、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

理事長 高木 実

# 建築物の定期健康診断 ～定期報告制度

## 定期報告調査者・検査者の皆様へ

建築物等の定期的な調査・検査は事故や災害を未然に防止することに寄与します。

報告時期は4月1日から9月30日までと定められています。

**9月は報告が混み書類の返却に時間を要しますので、早目の提出にご協力ください。**

○令和3年度の報告対象建築物は以下のとおりです。

用途	規模
劇場、映画館又は演芸場	①A>200、②F≥3※1、 ③主階が1階にないもの(階数3以上で当該用途100超)
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場等	①A>200、②F≥3※1
旅館又はホテル	①A≥1,500 かつF≥3※1
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①A≥2,000、②F≥3※1
百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	①A≥2,000 かつF≥3※1
	②A<2,000 かつF≥3※1
	③A≥500 かつF≥2※1、
	④A≥3,000(①を除き)※2、 ⑤地階にあるもので①及び②を除くもの※2※3
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	① A≥300、②F≥3※1、③地階にあるもの※2※3

※1 F≥2(3)は、2(3)階以上の階における当該用途の床面積が100㎡超のものに限ります。

※2 当該用途部分が避難階のみにあるものは報告対象外です。

※3 地階の当該用途の床面積が100㎡超のもの、かつ当該用途が200㎡超のものに限ります。

○建築設備、防火設備及び昇降機等は毎年報告が必要です。

○報告対象の詳細はホームページ(<https://www.nphcc.or.jp/>)をご覧ください。

安全な住まいづくり(建築基準法による定期報告制度)＞報告対象および報告時期一覧表

○報告書式は、令和3年1月1日より押印不要の様式となっていますので最新のものをご使用ください。

安全な住まいづくり(建築基準法による定期報告制度)＞定期報告関連様式＞報告書様式(新潟県のホームページにリンクしています。)

○報告書作成の注意事項も掲載していますので参考にしてください。

(建築物、建築設備及び防火設備で、新潟県内(新潟市内を除く)報告用です。)

安全な住まいづくり(建築基準法による定期報告制度)＞定期報告関連様式＞報告書作成における注意事項です。

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大のニュースでスタートしましたが、今年度は「ワクチン接種」も順調に進み、気兼ねなく出かけられるようになることを願って「にすばくん通信第20号」をお届けします。

「にすばくんのちょっとひといき」は、  
今回はお休みさせていただきます。  
次回をどうぞ楽しみに！



### 編集後記

記録的な大雪だった数か月前。雪かきでは自分の体力不足を改めて痛感しました。  
最近、「マスク焼け」をした子供の顔は、夏の暑さに負けない体力づくりが必要な季節が来たことを知らせてくれているような気がします。 総務課 渡邊